

特別防衛監察計画の概要

防衛監察本部は、陸・海・空各自衛隊における武器・弾薬の適正な管理に関し、次のとおり特別防衛監察を実施する。

1 対象項目

「武器・弾薬の適正な管理の状況」

2 対象機関等

- (1) 陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊及び機関
- (2) 海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関
- (3) 航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関

3 実施時期

平成28年7月から